



平成 25 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 S H O－B I 株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺 田 一 郎
(コード番号 7819)

お問い合わせ先
役職・氏名 取締役管理本部長 鎌 形 敬 史
T E L 03－3472－7890

平成26年 9 月期の配当予想及び配当方針の変更 (中間配当の実施) に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年 9 月期の配当予想について及び平成26年 9 月期より中間配当を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 平成 26 年 9 月期の配当予想について

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益還元を経営の重要な政策と位置付けており、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、平成 26 年 9 月期の配当につきましては、円安基調の定着に伴う輸入価格の上昇や平成 26 年 4 月に予定されている消費税増税の影響などにより個人消費が低迷する可能性があるなど当社グループの主要取引先である小売業界では競争の激化など厳しい環境が続くことが予想されることから、当社グループの業績も平成 25 年 9 月期比改善を見込むものの利益水準は引き続き低水準にとどまること、平成 25 年 9 月期に発生した特別利益がなくなることなどを勘案し、遺憾ながら中間配当 5 円、期末配当 5 円の年間 10 円への減額を予定しております。

平成 26 年 9 月期の配当予想

基準日	1 株当たり配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期末	合計 (年間)
平成 26 年 9 月期	—	5 円 00 銭	—	5 円 00 銭	10 円 00 銭
(ご参考) 平成 25 年 9 月期	—	—	—	15 円 00 銭	15 円 00 銭

(注) 平成 25 年 9 月期の配当の額につきましては、平成 25 年 11 月 15 日開催の取締役会におきまして決議する予定であります。

2. 配当方針変更（中間配当の実施）の概要及び理由

当社は、株主の皆様への利益還元機会の充実を図るため、剰余金の配当の基本方針について年1回期末に剰余金の配当を実施する方針から、年2回期末及び中間期末に実施する方針に変更することを決議し、平成26年9月期より中間配当（基準日平成26年3月31日）を実施することといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき剰余金の配当については、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議により定めることができる旨並びに取締役会の決議により毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

以 上